柏市バスケットボール協会規約

【第１章　名称】

第１条　本協会は柏市バスケットボール協会と称する。

【第２章　目的及び事業】

第２条　本協会は柏市におけるパスケットボール競技の総括団体としてバスケットボール競技の健全な発展と普及向上を図ることを目的とする。

第３条　本協会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

１）市内における各種バスケットボール競技会の開催及び奨励

２）バスケットボールの技術指導口審判指導研修会

３）学校バスケットボールに対する協力援助

４）市内に活動拠点を有するホームタウンチームの支援

５）その他協会の目的達成に必要な事項

第４条　本協会の事業年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

【第３章　組織・事務局】

第５条　本協会は市内において協会の趣旨に賛同する人口団体を持って組織する。

第６条　本協会は一般社団法人柏市体育協会に加盟する。

第７条　本協会の事務局は理事長若しくは事務局長の住所地或いは勤務地に置くものとする。

【第４章　役員】

第８条　本協会に以下の役員を置く。

１）会長　　　　１名

２）副会長　　若干名

３）理事長　　　１名

４）副理事長　若干名

５）事務局長　　１名

６）理事　　　１５名程度

７）監事　　　　２名

８）顧問　　　若干名

第９条　役員は次のとおり選出される。

１）会長、副会長、理事長は理事会の推薦により理事総会で決定する。

２）副理事長は理事会の互選による。

３）理事は協会の認める一般、クラブ、高等学校、中学校、小学校、ミニバスケットボールの各競技団体等の代表者が就任する。

４）理事会は理事を中心に組織する。

５）事務局長は、理事会の推薦により理事総会で決定する。

６）協会に顧間を若干名おくことができる。顧間は協会に貢献した者の中から、理事総会で推薦し、会長が委嘱する。

７）監事は理事会の選出により理事総会において承認を得て、会長が委嘱する。

第１０条　役員の業務は次のとおりとする。

１）会長は協会の会務を統括し協会を代表する。

２）副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

３）理事長は、理事会を統括し、協会の一般業務を行う責任を負い、会長及び副会長に事故ある時は、その職務を代行する。

４）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その業務を代行する。

５）理事は、理事会を組織し、協会の基本となる事項を審議して決定する。

６）理事会は、理事長及び理事によって組織され、理事会の承認を得て、理事会の決定に基づき協会の一般的な業務を行う。

７）事務局長は、協会運営に係る事務の総括及び会計財務を行う。

８）監事は、会計年度毎に決算の審査を行う。

第１１条　役員の任期は２年とし、再任及び重任を妨げないものとする。役員が欠けた時は、原則として、その補充をすることとし、補充役員の任期は前任者の残存期間とし、その選出は理事総会で決定する。

第１２条　協会運営及び活動を円滑に行うため協会に次の専門部会を設ける。更に必要に応じ理事会によって専門部会を設置することができる。

１）総務・広報部

２）一般・クラブ専門部

３）高等学校専門部

４）中学校専門部

５）小学校専門部

６）ミニバス専門部

【第５章　会議】

第１３条　理事総会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

第１４条　理事総会は、毎年１回開催する。その他理事会が必要と認めた時、開催することができることとする。

第１５条　次の事項については理事総会に諮らなければならない。

１）事業計画・事業報告

２）予算及び決算

３）規約の改正

４）その他重要な事柄

第１６条　理事総会は、理事の２分の１以上が出席すれば成立する。欠席の場合は、事前に委任状等を提出することにより出席したものとして扱う。決議は多数決によるものとし、賛否同数の場合は議長が決する。但し、協会規約の変更は、理事総会において出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

第１７条　理事会は、理事長が招集し、理事長又はそれに代わるべきものが、その議長となる。

第１８条　理事会は、原則として毎年２回開催し、理事総会に諮る原案を作成する。

第１９条　理事会の決議は、出席者の多数決によるものとし、賛否同数の場合は議長が決する。

【第６章 予 算】

第２０条　本協会の経費には、加盟団体登録費、補助金、寄付金、大会参加費他の収入をあてる。

【附則】

第２１条　本規約は、平成２７年４月１日より施行する。